

四日市市告示第56号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

令和7年2月21日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 すがわら「みどりのさと」市民緑地
- 2 市民緑地の区域 四日市市菅原町字西川原 165-2、166-1、174-1、175-1、
176、177、178、179、180、181
四日市市菅原町 760-1
- 3 市民緑地の開設日 令和7年3月2日
- 4 市民緑地の管理期間 令和4年9月1日から令和10年3月31日まで
令和6年9月4日から令和12年3月31日まで
令和6年9月5日から令和12年3月31日まで
令和6年9月10日から令和12年3月31日まで
令和6年11月7日から令和12年3月31日まで

（都市整備部公園緑政課）